

議事要旨(要点)

会議名称	第17期第6回男女平等参画推進審議会
開催日時	令和6年7月26日(金曜日) 午後7時00分~午後9時00分
開催場所	女性総合センター 第2学習室
次第	1 会長挨拶 2 議事 (1)立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告について(諮問) (2)立川市第8次男女平等参画推進計画の策定について
配布資料	資料1 第17期立川市男女平等参画推進審議会委員名簿 資料2 「立川市第7次男女平等参画推進計画」実施状況報告について(諮問)(写) 資料3 立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告書(案) (令和5年度年次報告) 資料4 立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告書 比較資料 (令和4年度年次報告) 資料5 審議会等に関する調査集計表(女性の割合) 資料6 立川市第8次男女平等参画推進計画 体系図(案) 資料7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 解説資料
出席者	[委員] 秋山俊、山根純佳、井上清美、坂本澄子、坂本利光、鈴木美智子、千葉雄太、津崎結子 (欠席 八幡真由美、伊東祐也、佐藤良子、矢野美智子) [事務局] 大塚正也(総合政策部長)、岡崎尋美(男女平等参画課長)、安藤悠佑(男女平等参画係長) [事務局補助] 株式会社グリーンエコ
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	1. 会長挨拶 2. 議事 ※議事進行の都合により、次第と順を替えて審議 議題(2) 立川市第8次男女平等参画推進計画の策定について ①事務局より、資料6に基づいて説明 ア)令和5年度に、当審議会から次の答申を受けた旨 α困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画を、立川市第8次男女平等参画推進計画(以下、第8次計画)と一体で策定すること。

b現立川市第7次男女平等参画推進計画における基本テーマは、男女平等参画社会実現に向けて重要テーマであることから、第8次計画においても引き続き推進していくこと。

イ)この答申と困難女性支援法に基づく東京都の基本計画内容を踏まえ、次のような考え方から事務局案として資料6の体系図案を作成した旨。

α基本テーマIに立川市の困難女性支援基本計画を紐づけた理由

困難女性支援法における支援対象者の範疇が広く、支援内容も幅広くなることから、特定の分野ではなく、立川市の男女平等参画推進計画の目的を包括する内容の基本テーマIに紐付けた。

b基本テーマIの施策2の変更について

現第7次計画では、人権の意識づくりという施策で、多様な性への尊重と人権に関する学習の促進に取り組んできた。昨今の社会変化、多様性の時代ということ踏まえ、「多様性の尊重・人権の意識づくり」として事業に取り組んでいきたい。

cこの体系図案については、庁内の会議体にて了承を得ており、12月議会で計画骨子案を、令和7年3月議会で素案を、令和7年6月議会で原案を報告する予定であること。

②困難女性支援法について解説(資料7、株式会社グリーンエコより)

ア)p⑩ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイントについて

αこれまでの女性支援は売春防止法に基づく限られた視点や内容のものでしかなかった。

b社会変化に伴い、女性をめぐる課題が複雑・多様・複合化し、これらが顕在化したことから、女性の人権擁護や福祉増進、自立支援という視点に立ち、民間団体との協働も含めた新たな包括的支援が必要となったことから、この困難女性支援法が制定された。

イ)p⑫~⑬ この法律の概要について

資料記載事項読み上げ

ウ)p⑭~⑰ 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画について

α資料記載事項の読み上げ

b同計画における「区市町村の役割」(資料7p⑱の上表)

i 支援対象者にとって最も身近な相談・支援機能となり、幅広く関係する部署と連携し、包括的な支援を提供すること。また、他の自治体や関

係機関との連携も配慮すること。

ii 庁内での情報連携や支援方針の決定を円滑にするため、関係部署による会議開催等の工夫に努めること。

iii 基本計画の策定と女性相談支援員の配置に努めること。

※女性相談支援員の役割

・支援の窓口となること

・支援対象者のニーズに照らして適切な支援へつなぐこと

iv 支援対象者への支援窓口の周知等に努めること、民間団体と協働して支援を積極的に担うよう努めること。

c 同計画における「都及び区市町村共通の役割」(資料7p⑨の下表)

i 支援調整会議の設置に努めること。

ii 困難女性支援に関する施策や支援手法等の調査研究、支援者の確保・養成、民間団体の運営援助に努めること。

③委員意見、質疑等

ア) 資料p⑤にある計画期間は、何を意味するのか？ この期間終了後、計画はなくなるのか？

事務局) この計画で定めた取り組みやその結果を示す指標を、この5年という計画期間で取り組み達成するという意味の期間。この期間終了後は、この計画が改定される形で次の計画が策定されると考えられる。

イ) 資料p⑥の基本目標4における「若年女性」の想定年齢は？

事務局) 明確な記載は見当たらないが、10代～20代を想定していると思われる。

ウ) この法律を策定する過程で民間団体や女性団体に関係してきたと思われるが、その団体名がわかれば教えてほしい。

事務局) 後日回答とさせてほしい。

↓

平成30年から同31年度までに厚生労働省所管で開催された「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の構成員には、次の団体が含まれている。

●全国女性シェルターネット

→ DVサポートシェルター等を運営する民間支援団体の全国ネットワーク組織。加盟団体数は65。

●一般社団法人Colabo

エ) 資料p⑨に記載の「区市町村の役割」の4行目、「支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上」とあるが、立川市ではどのような体制で行うのか？

また、その体制が縦割りの対応にならないよう全体をコーディネートする部署が必要になると思うが、その点は考えがあるのか？

事務局) 男女平等参画課が事務局となっている庁内の会議体というものがああり、そのメンバーになっている部署が困難女性支援において想定される相談・支援の担当部署と重複している。当面はこの会議体の場で様々な相談事例の検討等を積み重ね、その後により適切な相談支援体制の構築につなげたい。

オ) 昨年の審議会で一旦まとまったことではあるが、困難女性法に基づく基本計画については、基本テーマIとは別立てにする方が良いと考える。基本テーマIの範疇が広いこと、そのため困難女性法に基づく取組が基本テーマIに関係することは理解できるが、困難を抱えた女性の支援をどのように行うかということと、男女平等や多様性の問題は、同じ段階の話ではないのではないか。また、困難女性支援については、この法律等の中で行政だけでなく民間団体との連携も謳われている一方で、この体系図案からはそれが抜けてしまっている。基本テーマIに紐づけることで民間団体との連携が抜けているなら、困難女性支援基本計画は基本テーマIとは別立てが良い。

困難女性支援はかなり掘り下げた取り組みを「支援」として行うものであると思うが、それが基本テーマIで使用されている「意識づくり」の中に入ってしまうと、支援という要素が薄まってしまう印象がある。

困難女性支援は行政だけでできることは限られると思うし民間団体との連携が重要と考えるが、この体系図案ではそれが見えない。事業④の「相談支援体制の検討」に民間団体との連携を含むのであれば良いが、この点は今後も注視が必要と考える。

事務局) 昨年度の当審議会意見も様々あり、困難女性支援法に基づく取組が基本テーマII～IVにも関係するというところから、やはり特定の分野に限定されにくいということから、男女平等参画推進計画の中核となる基本テーマIに紐づけたいと考えた。次期計画期間の5カ年で取り組む中で、より適切な施策のあり方が見えてくると考えており、それは次期(第8次)計画のさらにその次、第9次計画策定の際に見直しをさせてほしい。

民間団体との連携についても、庁内の相談支援体制を検討するこの5年間で整理・充実させていけたらと考えている。

カ) 難しい問題とは思いますが、困難女性支援に関するアウトカムはどのように測定するのか？ 自殺者数や女性相談支援員の人数か？

事務局) 男女平等参画課のカウンセリング相談があり、その相談件数が一つの指標と考えている。これが増えることが良いのか減ることが良いのかは判断が難しいが、第一歩としては件数が増えることを指標の一つと考えている。女性相談支援員については、人数増とスキルアップの両方を想定している。

キ) 女性相談支援員とは、資格や指定の講習を受けることが必要なものなのか？ 研修も何か指定されたものがあるのか？

事務局) 自治体の中で任命行為があれば良く、資格が必要等ということではない。研修は受講するが、そのメニューは東京都から提示されるものである。

ク) 困難女性支援は、児童福祉やひとり親福祉、生活保護など様々なことが関係してくるが、この男女平等参画推進計画の中に困難女性支援基本計画を盛り込むと、他の部署の計画には困難女性支援に関する取組が盛り込まれなくなるのか？

事務局) この立川市男女平等参画推進計画は、立川市全体の男女平等参画に関する個別計画という位置づけであって、他の部署はそれぞれに個別計画を持っている。現段階では、立川市の男女平等参画推進計画には困難女性支援の内容も盛り込み、取り組みを進めるということである。

ケ) 女性相談支援員は、相談業務にあたってどのような権限や裁量があるのか。単に相談支援というだけでなく、関係部署に対して権限をもって福祉制度等につなげる立場であるかどうかが大切と考える。

事務局) 例えば DV 被害者支援では、被害者の一時避難に際して避難先へ支援員が付き添うとか、生活困窮者への支援では住まいの支援ということも行っている。これが現状で十分かという点恐らく足りていないのだと思うが、支援員の増員やスキルアップという点では今後の取り組みとしていきたい。

コ) 市区町村の役割の中に「相談窓口の周知」とあるが、この計画の中に困難女性支援を盛り込むということは、男女平等参画課の中に新たに困難女性支援の窓口を設置するのか？

事務局) 相談窓口の周知とは、各部署でそれぞれの分野に関する相談対応をしているため、「ここを見ればどこで、どんな相談が受けられるか」の情報を集約して周知するような意味合いである。困難を抱えた女性に対し、自分がどこに相談すれば良いかの道筋をつくるということであって、窓口を新設するというものではない。

サ) 基本テーマⅠの「意識づくり」という表現が気になる。この言葉が入ると「男女平等参画」や「人権」というものが薄まってしまう。

事務局) 基本テーマ名称については確定したものではないため、庁内でも検討させてほしい。

議題(1) 立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告について
(諮問)

①大塚総合政策部長より、山根会長へ諮問文が手渡された。また、事務局より資料3の概要について説明。

②山根会長より、内容の審議を9月までに行い、その後答申の取りまとめ、12月に答申を行う旨を共有した。

③委員意見、質疑等

事業①-1

ア) 生涯学習推進センターの講座参加者数が増えているのは、2回実施した合計なのか? 参加者数が増えた理由は?

事務局) これまでは父親限定で開催していた講座を参加しやすさを考慮して母親の参加も可としたため。

イ) 男女平等参画課の講座等の参加者数が、去年と比べて600人位減っているが、理由は?

事務局) 市民団体の協力を得て講座を開催しているが、昨年は講座実施数が減っていたことや工夫をしても集客に結びつかなかったことが理由。基調講演に関しては、一昨年の講師が著名な人であったことやアンコンシャスバイアスという言葉がなかなか浸透していないことが影響したと思われる。

ウ) 基調講演については、令和4年度の「阻んでいるものはなに?」から令和5年度の「アンコンシャスバイアス」へ深堀りしている印象があり、個人的には核心に迫ってテーマとしては良いと思う。

事務局) 補足として、男女平等フォーラムというのは、アイムの登録団体が実行委員会を作って取り組んでいる事業。毎年団体の中でテーマと講師を選定している。

事業①－3

教職員の研修参加者が5人と少ない理由は？

事務局) 令和4年度は、市職員向けに実施した研修に加え、学校から依頼があって実施したものがあつた。令和5年度は学校からの依頼がなく、実施していないため。

事業①－4

ア) ⑦の研修回数が1回になっているが、前年度から減つた理由は？

事務局) 主管課へ確認し、回答する。

イ) ③と⑤は男女平等にどう関係するか、その効果も含めて記載してほしい。

ウ) 次期計画に盛り込む予定の困難な問題を抱える女性を支援に関する基本計画について、この「意識づくり」に紐づけることになると、意識づくりとして長い時間を要すると思われる。若年層、小中学生に対してこのような事業や総合的な学習はどのように決めて、どのように落とし込んでいくのか。

困難女性支援は基本テーマⅠの施策3であるため、先ほどの次期計画の体系図案からすると、困難女性支援の取り組みは行政の意識づくりのための取り組みということになる。

事業①②③の後に困難女性の「支援」が位置付けられるのは違和感がある。

事業②

ア) ②-1の職員の中に、管理職は入つているのか？ マネジメントをする部長・課長職にも研修を実施して意識づくりをすることも必要。民間企業では管理職研修として実施している事例もある。今後、検討してほしい。

事務局) 管理職が参加している学校があつた。管理職への研修については、参加の声掛けは行いたい。

イ) 昨年度、この研修を録画して全職員が見られるようにした方が良いと意見があつた。それはどうなつたのか？

事務局) 講師に打診したが、録画は避けてほしいとのことであつた。今年度は、研修内容をテキストベースでまとめるなどで共有できるようにしたい。

ウ) 令和4年度は学校から要望があつて実施し、令和5年度は要望がなく実施しなかつた。小中学生の時から意識を啓発することは重要であるため、たとえば教職員向けのハンドブックなど小中学校でわかりやすいものに変えて配る等わかりやすいツールがあればよいと思う。検討してほしい。

事業③

ア) ③-2「女性のための健康教室」とは具体的にどのようなことをしているのか。座学なのか。

事務局) 健康推進課と共催で病院の先生による座学と簡単なロコモティブシンドロームの体操を実施した。メインは更年期を知るというような内容である。

イ) ③の文章にある「固定的性別役割分担意識」に関するものが無い。文言が変わってなくて内容が変わったのか。女性の身体のところが多い。

事務局) 出前講座の中では、男らしさ、女らしさは何だろうという問いかけをしたりしているので、そのような記載を加えて修正したい。

ウ) ③-1では女性向けで実施しているものが多い。働いていて男性向けにも実施した方が良いと思う場面がある。男性向けで実施できるものがあると思う。女性の起業が多くなっている中、これらは、子育てや家事を両立して働けるようなものが多い。家事・育児は女性が担うというのが前提になっているのではないか。かえて「固定的性別役割分担意識」になっていると思われる。

事務局) 「固定的性別役割分担意識」の解消という意味では、パパ向けの講座を実施している。プレパパ・プレママ向けに家事・育児に参加していこうという視点の講座も積極的に実施しているので、その記載も追加したい。

エ) 以前にも同じような意見をしたが、男性向けの研修はやった方が良い。立川市内の会社向けの研修で男女についての話や男性でも育休とれるように等の話を、大きな企業ではコンサルを呼んで行っているところがあるが、立川市がそれをやるというのは面白いかなと思う。

③-1に書かれていることは、意識づくりというより、困難女性の支援のかなと思われる。

別委員より) 女性総合センターの登録団体として活動しているが、男女平等は大変である。登録団体はほとんどが女性の団体なので結局講座は女性向けになる。以前の予算的制約が小さかったころは、登録団体がやらない内容の講座等を穴埋めするように市が講座を企画していたので、男性向けの講座もあった。ただ、現状では要求に応えるのは難しいのではないかなと思う。

事務局) 今年度、女性管理職を目指す人向けの講座を予定しているが、男性も受講できるようにしたい。市で認定しているワーク・ライフ・バランス推進事業所の方など、今の意見を踏まえて講座の内容を考えていきたい。

	<p>オ) 困難女性の支援としてやっていることはいい事だが、「固定的性別役割分担意識」を解消することとするならば目的が違うと思う。</p> <p>先ほど予算的な制約の話が他の委員より挙がったが、やるべきことは様々ある一方で、予算の制約からできていないものがあるというのが現状である。だから予算をつけるべきということで提言等することも、この審議会の役割の一つである。</p> <p>カ) 20年前は男性学も盛り上がっていたが、今は下火になっていて世の中の流れもあると思う。貧しくなると男女平等に意識は向かない。社会が豊かにならないと特に男性は意識しないと思う。今はそのような男性はいない、そこを狙った講座にしないといけない。</p> <p>別委員より) まずは高齢男性に向けて何かすればよいと思う。例えば上手く介護を受けるためには、とか。また、暴力をふるわない、ハラスメントをしないという意識は持っている人が多いと思う。</p> <p>事務局) 以前の審議会で、加害者にもDVの周知をした方がよいとの意見はいただいている。</p> <p>その他</p> <p>資料5 審議会等に関する調査集計表（女性の割合）について</p> <p>①行政委員会の女性割合が18.8%から28.1%に、公募委員が15.8%から31.6%に上がっている。以前、行政委員会では、女性を増やせることは増やせたが、増えないようなものはもう増やせないと聞いた。増えた理由は？</p> <p>事務局) 農業委員会が改選された。女性活躍・女性登用の推進として声掛けした結果である。</p> <p>②行政委員会だけで見ると、もう少しで女性委員の割合が30%を超えるので、引き続き女性委員を増やす努力をしてほしい。</p> <p>閉会</p>
担当	<p>総合政策部男女平等参画課男女平等参画係 電話 042-528-6801</p>